

令和6年11月28日

市政記者各位

福岡市福祉局介護保険課

システムの設定誤りによる高額介護サービス費の支給誤りについて

介護保険では、介護サービス費の1か月あたりの自己負担額の合計が、所得区分に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた額を「高額介護サービス費」として支給しています。

この高額介護サービス費について、令和3年度以降、過大又は過少に支給していた事例があることが判明しました。

対象となる皆様にお詫びし、返納のお願い又は追加支給を行うとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

令和6年9月の支給事務で算定誤りを発見し、介護保険システムの設定等を調査した結果、令和3年度の制度改正に伴うシステム改修におけるプログラム変更の誤りが見付き、税の修正申告をされた方の一部について、所得区分の設定誤りにより、高額介護サービス費の支給額を誤っていたことが判明したものです。

2 返納等の対象者数及び金額

(1) 対象期間

令和3年8月から令和6年7月までのサービス利用分

(2) 返納

- ・対象者数 38人
- ・対象金額 8,315,362円

(3) 新規・追加支給

- ・対象者数 7人
- ・対象金額 1,046,663円

3 今後の対応

対象となる方にお詫びと手続き等の説明を進めており、手続き等が完了した方から順次、徴収又は追加支給を行ってまいります。

4 再発防止策

早急にシステム改修を実施し、システム事業者とともに、内部チェック体制の確保に努めてまいります。

【問い合わせ先】

福祉局介護保険課 平川 TEL:092-711-4227